

栄東まちづくり協議会・委員会

平成 30 年 5 月 10 日(木) 18 : 30 ~
栄東まちづくり協議会会議室

議題 :

- 1 栄東まちづくり協議会部会規程の制定
別紙 1

- 2 栄東まちづくり協議会契約審査会要綱の制定
別紙 2

- 3 その他
 - (1) 議事録の内容

 - (2) 平成 29 年度貸借対照表、損益計算書の修正

報告事項 :

- 1 3/22-23 実施の「女子大小路ミニ歩行者天国」(社会実験)
来場者、協力店舗のアンケート結果 別紙 3

- 2 多文化共生・花見会
日 時 平成 30 年 4 月 1 日(日) 11:00~14:00
場 所 東陽町どんぐり子供児童遊園地
参加者 外国人、外国人支援団体、地元住民等 64 名
内 容 花見、BBQ、自己紹介タイム、ビンゴゲーム
費 用 150,000 円

- 3 その他

1 部会の組織、運営に関する規定の規定形式

規定形式は規程とする。

● 栄東まちづくり協議会規約

(部会)

第 13 条 委員会は、担当事業について調査、審議等を行うため部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮り別に定める。

2 規程案

栄東まちづくり協議会部会規程(案)

(目的)

第 1 条 この規程は、栄東まちづくり協議会規約（以下「協議会規約」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に置く部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、協議会又は協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受けて、協議会規約第 3 条に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整するものとする。

(組織等)

第 3 条 部会の名称、部会ごとの所掌事務及び部会の構成員（以下「部会員」という。）については、会長が別に定める。

2 部会には協議会の会員のほか、地域でまちづくり活動を行う団体の構成員、住民、事業者等が参加できるものとする。

3 部会に部会長 1 名、副部会長 2 名を置く。

4 部会長、副部会長は部会員の互選により選出する。

(部会長等の職務)

第 4 条 部会長は部会を代表し、会務を取りまとめる。

2 副部会長は会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 部会長及び副部会長ともに事故があるときは、臨時に部会員の中から仮部会長を互選し、部会長の職務を行わせる。

(部会長等の任期)

第 5 条 部会長及び副部会長の任期は 1 年とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

2 部会長及び副部会長は、再任を妨げない。

3 部会長及び副部会長が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(専門アドバイザー)

第6条 部会に専門アドバイザーを置くことができる。

2 専門アドバイザーは、部会が推薦し、部会長が委嘱する。

(部会の招集、運営)

第7条 部会は部会長が招集し、部会長を議長とする。

2 部会は、在籍部会員の過半数の出席をもって成立する。但し、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

3 部会の議事は、議長を除く出席部会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長、副部会長及び部会員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、部会の同意があったときは、部会に出席して、発言することができる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができる。

6 部会は、原則公開とする。ただし、部会の議決により非公開とすることができる。なお、緊急の場合は、部会長は非公開の部会として部会を招集することができる。この場合、当該部会で非公開とすることの承認を得なければならない。

(報告)

第8条 部会は、その協議経過及び結果について、協議会委員会に報告するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

1 この規程は平成30年5月10日から施行する。

3 現行の部会

平成30年4月1日現在

部 会	防犯防災 快適部会	道路公園 部会	にぎわい 部会	多文化 共生部会	まちづくり ビジョン 策定合同部会
栄東まちづくりの会	1	1	1	1	1
栄東発展会	16 (6)	10 (4)	9 (4)	11 (4)	15 (6)
栄東女子大小路ビル協会	1	5 (4)	5 (4)	4 (3)	7 (6)
栄東地域安全推進委員会	2 (1)	2 (1)	3 (2)	2 (1)	3 (2)
その他地域		1 (1)		4 (4)	2 (2)
行政	1	4 (4)	1	3 (2)	2 (1)
合 計	21 (7)	23 (14)	19 (10)	25 (14)	30 (17)

注：()内数字は会員以外で内数

1 契約審査会の規程形式

規定形式は要綱とする。

<参考>

● 栄東まちづくり協議会事務局規程（関連規定）

（目的）

第 1 条 この規程は、栄東まちづくり協議会規約第 22 条の規定に基づき、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 協議会に関する事務は、協議会の事務局（以下「事務局」という。）においてこれを行う。

- (1) 協議会の総会及び委員会に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の事業に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

（決裁）

第 5 条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の予算及び決算の調製
- (2) 規程、要綱等の制定改廃
- (3) その他特に重要と判断する事項

（代決）

第 6 条 事務局長の代決権限事項は別表第 1 のとおりとする。

別表第 1(第 6 条関係)

代決権限事項

事務局長
<u>10 契約の締結、変更及び解除並びにその他契約に関すること。</u>

● 栄東まちづくり協議会財務規程（関連規定）

第 6 章 契約

(指名競争入札参加者の指名等)

第 36 条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、名古屋市契約規則の規定に基づいて作成された名古屋市競争入札参加有資格者名簿の中から、当該入札に参加するこ

とができる資格を有する者のうち5人以上を当該入札の参加者に指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由により特に必要な場合においては4人以下とすることができる。

2 前項の規定による指名は、名古屋市契約事務手続要綱に準じて行うものとする。

3 第1項の場合においては、入札の条件を指名する者に通知しなければならない。

(随意契約)

第42条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表に定める額を超えない契約をするとき。
- (2) 性質又は目的が指名競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき
- (4) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき
- (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき
- (6) 指名競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- (7) 落札者が契約を締結しないとき

第7章 雑則

(委任)

第50条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

名古屋市契約事務手続要綱
第9章 契約審査会

第9章 契約審査会

(契約審査会の設置)

第79条 局区等の長は、その所掌する入札、せり売り及び随意契約(以下「入札等」という。)の手続の公正性の確保を図るため、契約審査会を設置するものとする。

2 契約審査会は、発注予定金額等に応じて、区分して設置することができる。この場合、各審査会の所掌事務及び委員等についてあらかじめ定めなければならない。

3 契約審査会の設置、審議対象とする契約、委員の定数その他契約審査会の運営について必要な事項は、局区等の長が定めるものとする。(準則)

栄東まちづくり協議会 契約審査会要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は栄東まちづくり協議会財務規程(以下「財務規程」という。)に定める入札、財務規程別表に定める予定価格を超える随意契約(以下「入札等」という。)の手続の公正性の確保を図るため、栄東まちづくり協議会(以下「協議会」という。)に契約審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

参考： 財務規程 別表

1 工事又は製造の請負	250万円
2 財産の買入れ	160万円
3 物件の借入れ	80万円
4 財産の売払い	50万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

(委員)

第2条 審査会の委員は、別表に掲げる者から会長が指名する。

(審査会の招集、運営)

第3条 委員長は必要の都度審査会を招集し、審査会の会議の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 審査会は、委員長、副委員長及び委員の半数以上の出席がなければ審査会を開くことができない。但し、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

4 審査会の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長、副委員長及び委員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直

<p>名古屋市契約事務手続要綱 第9章 契約審査会</p>	<p>栄東まちづくり協議会 契約審査会要綱(案)</p>
<p style="text-align: center;">↓</p> <p>(契約審査会の審議事項)</p> <p>第80条 契約審査会は、局区等の長が予定価格等の基準によりあらかじめ定める入札等について、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>(2) 競争入札参加資格の有無の確認に関する事項</p> <p>(3) 競争入札参加資格がないと認められた者からの理由の説明要求への対応に関する事項</p> <p>(4) 入札参加者の指名及び契約の相手方の選定に関する事項</p> <p>(5) 入札方式の決定及び随意契約によることの可否に関する事項</p> <p>(6) せり売りによることの可否に関する事項</p> <p>(7) 予定価格の事前公表の可否に関する事項</p> <p>(8) 低入札価格調査に関する事項(市長等から意見を求められた場合に限る。)</p> <p>(9) その他委員長が必要と認める事項</p> <p>(契約審査会の審議結果の尊重)</p> <p>第81条 市長等は、契約事務の執行に関し自己の権限に属する事項を決定しようとする場合において、あらかじめ契約審査会で審議されたときは、その審議結果を尊重しなければならない。</p>	<p>接の利害関係のある事案については、その審査に参加することはできない。ただし、審査会の同意があったときは、審査会に出席して、発言することができる。</p> <p>6 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に副委員長及び委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。</p> <p>(契約審査会の審議事項)</p> <p>第4条 契約審査会は、入札等について、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>(2) 競争入札参加資格の有無の確認に関する事項</p> <p>(3) 競争入札参加資格がないと認められた者からの理由の説明要求への対応に関する事項</p> <p>(4) 入札参加者の指名及び契約の相手方の選定に関する事項</p> <p>(5) 入札方式の決定及び随意契約によることの可否に関する事項</p> <p>(6) せり売りによることの可否に関する事項</p> <p>(7) 予定価格の事前公表の可否に関する事項</p> <p>(8) 低入札価格調査に関する事項(会長から意見を求められた場合に限る。)</p> <p>(9) その他委員長が必要と認める事項</p> <p>2 特に緊急又はやむを得ない事由により審査会を開催できない場合は、企画競争による提案の評価に関する事項を除き、委員長、副委員長及び委員に議案を持ち回り、承認を受けることにより、審査会の審議に代えることができる。</p> <p>(契約審査会の審議結果の尊重)</p> <p>第5条 会長は、契約事務の執行に関し自己の権限に属する事項を決定しようとする場合において、あらかじめ契約審査会で審議されたときは、その審議結果を尊重しなければならない。</p>

<p>名古屋市契約事務手続要綱 第9章 契約審査会</p>	<p>栄東まちづくり協議会 契約審査会要綱(案)</p>						
<p>(契約審査会の審議結果の記録) 第82条 契約審査会は、審議結果として次の各号に定める事項を記録しなければならない。 (1) 開催日時及び場所 (2) 出席者(補職名) (3) <u>一般競争入札における申請者名及びその資格の有無並びに資格がないと認めた場合のその理由</u> (4) 指名競争入札における指名業者名及び指名理由 (5) 随意契約によることの可否、選定業者名及び選定理由 (6) その他委員長が必要と認める事項</p>	<p>(契約審査会の審議結果の記録) 第6条 契約審査会は、審議結果として次の各号に定める事項を記録しなければならない。 (1) 開催日時及び場所 (2) 出席者 (3) <u>競争入札参加資格がないと認めた場合のその理由</u> (4) 指名競争入札における指名業者名及び指名理由 (5) 随意契約によることの可否、選定業者名及び選定理由 (6) その他委員長が必要と認める事項</p> <p>(委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、協議会会長が定める。</p> <p>附 則 1 この要綱は平成30年5月10日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="863 1303 1445 1686"> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>協議会副会長のうち1名</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>協議会部会規程第3条に定める部会長又は副部会長から2名以内</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>協議会部会規程第3条に定める部会長又は副部会長から2名以内 協議会事務局長</td> </tr> </tbody> </table>	委員長	協議会副会長のうち1名	副委員長	協議会部会規程第3条に定める部会長又は副部会長から2名以内	委員	協議会部会規程第3条に定める部会長又は副部会長から2名以内 協議会事務局長
委員長	協議会副会長のうち1名						
副委員長	協議会部会規程第3条に定める部会長又は副部会長から2名以内						
委員	協議会部会規程第3条に定める部会長又は副部会長から2名以内 協議会事務局長						